

第5章 障がい児支援の見込量と見込量確保のための方策

1 障害児通所支援

障害児通所支援には、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」のサービスがあります。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

● 課題 ●

本市には、児童発達支援事業所「ひまわり学園」があり、未就学児童に対して療育サービスを提供していますが、就学児童については、放課後等デイサービス事業所が不足しております。アンケートにおいても、保護者から「放課後等デイサービスを現在は利用していないが、今後利用したい」という意見が多く寄せられていることから、今後、事業所の拡充が必要です。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	実績量		見込量			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達支援	人分	329	322	330	330	334	338
	人日分	1,229	1,103	1,155	1,155	1,169	1,183
医療型児童発達支援	人分	1	1	0	1	2	3
	人日分	3	1	0	2	4	6
放課後等 デイサービス	人分	6	5	12	20	28	36
	人日分	18	15	36	180	252	324
保育所等訪問支援	人分	0	0	0	1	1	2
	人日分	0	0	0	1	1	2

● 見込量確保の方策 ●

- ▶ 障がい者の暮らしを支える協議会を通じて、放課後等デイサービス事業への民間事業所の参入を促進します。
- ▶ 保護者の負担軽減を図るため、事業所に対して、送迎サービスの実施を働きかけます。
- ▶ 市の広報やホームページ等のほか、特別支援学校等を通じて、事業を周知し利用の促進を図ります。

2 障害児相談支援

障害児通所支援を適切に利用できるよう、障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、サービス事業所との連絡調整等を行います。

● 課題 ●

今後、障害児通所支援事業の利用者の増加が見込まれるため、障がい児の相談支援を実施できる相談支援員や新たな事業所を確保することが課題です。

● 必要な量の見込み ●

(1月あたり)

	単位	実績量		見込量			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害児相談支援	人分	0	1	35	106	108	110

● 見込量確保の方策 ●

- 障がい児が、障がいの特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる体制づくりに努めます。
- 相談支援専門員による適切なケアマネジメント等が実施できるよう、事業所の確保に努めるとともに、人材の育成を図ります。
- 市の広報やホームページ等を通じて、障害児支援利用計画を作成する意義や必要性の周知・啓発に努めます。